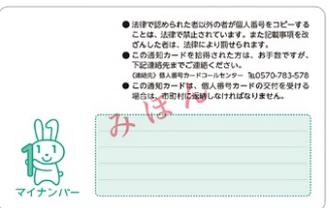


マイナンバーカードは**身分証明書**としてご利用いただけます

お客様からマイナンバーカードを提示された場合は、以下の点に注意して本人確認をしてください

「マイナンバーカード」と「通知カード」のちがい

通知カードと異なり、マイナンバーカードは身分証明書として利用できます

マイナンバーカード（個人番号カード）	通知カード
<p>おもて</p>  <p>うら</p>  <ul style="list-style-type: none"> プラスチック製のカード おもて面に顔写真、氏名、住所、生年月日など うら面にマイナンバーなどを表示 <p>おもて面は身分証明書として利用できます </p>	<p>おもて</p>  <p>うら</p>  <ul style="list-style-type: none"> 紙製のカード おもて面にマイナンバー、氏名、住所などを表示 <p>身分証明書として利用できません </p>

お客様からマイナンバーカードを提示されたら

通常の本人確認の場合（マイナンバーの確認が不要な場合）

- 専用ケースに入れたままで、おもて面の顔写真、氏名、住所等で本人確認ができます
専用ケースから取り出したり、うら面のマイナンバーを確認する必要はありません
(専用ケースに入れることで、性別・臓器提供意思表示欄が見えなくなります)
- コピーをとるときは、ケースに入れた状態でおもて面だけをコピーし、
うら面はコピーしないでください

犯収法※の本人確認の記録（確認記録）を残す必要がある場合

本人確認書類を特定する事項としてマイナンバーは記録せず、
マイナンバー以外の事項（発行者、有効期間など）を記録してください

※「犯収法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律

専用ケースに入った状態



マイナンバーの確認が必要な場合

※マイナンバーの確認が必要な場合は法律に定められています

対面の場合

- マイナンバーカード原本の提示を受け、うら面のマイナンバーと照合してください
- うら面のコピーをとったり、写しの提供を求める必要はありません

非対面(郵送やオンライン)の場合

- マイナンバーカード両面のコピー又は画像データの提供をうけ、マイナンバーを照合してください

◆ 法律で定める場合を除き、マイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを収集・保管することはできません ◆